

令和6年度法務省委託障害者に対する偏見差別解消をテーマとする映像教材「知っていますか？障害者差別解消法（仮）」の企画・制作に関する入札（仕様書）

1 目的

令和3年法律第36号による改正後の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第63号。以下「障害者差別解消法」という。）」が本年4月1日に施行され、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化された。そこで、今後、合理的配慮の提供や環境整備が求められる民間事業者を主な対象として、障害者差別解消法の目的や改正のポイント等について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）の情報を交えながら解説し、障害を理由とする偏見・差別の解消に向けた取組の重要性について理解を深めることを目的とした映像教材を制作する。

2 訴求対象

民間企業

3 発注内容

- (1) 上記1の目的を踏まえた映像教材の企画・制作
- (2) インターネット上におけるストリーミング用データの制作
- (3) 活用の手引の制作・印刷
- (4) 本業務に関する各要素の連絡調整等付随業務一式
- (5) その他、映像教材制作業務に付随して発生する作業等

4 想定すべき活用場面

- (1) 企業内で実施される人権研修や人権教室における視聴用教材としての活用
- (2) 法務局・地方法務局、公共のライブラリー等への映像（DVD）配備・貸出し
- (3) 各種イベント等における映像上映
- (4) インターネット上での啓発ビデオのストリーミング
ア 参考となる啓発ビデオ
人権啓発動画「障害のある人と人権」

- https://www.youtube.com/watch?v=4C_uFRIn5jk
- イ これまでに当センターが制作した啓発ビデオの一部は、動画共有サイト YouTube で視聴可能。
- 「法務省チャンネル」
- <https://www.youtube.com/user/M0Jchannel>
- 「人権チャンネル」
- <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>

5 動画の内容

(1) 方向性・観点

- ア 動画の視聴により、障害者差別解消法等について正しく理解できる内容とすること。
- イ 民間企業で障害者差別解消法等を学ぶに当たって、最新の動向も含め参考となる映像とすること。
- ウ 知識を一方向的に与えるだけでなく、視聴者自身に気付きを促すような内容とすること。
- エ 人権研修や人権講演会等、各種組織における人権教育・人権啓発を目的とする活動において使用する教材・映像として、適切な内容・構成とすること。
- オ 政治的中立性に配慮し、特定の政治的主張・政治的立場に偏らないようにすること。
- カ 障害者差別解消法改正の（目的を含めた）歴史的経緯、改正のポイントについて、簡潔かつ正確に取り上げ、第5次障害者基本計画の位置づけ、基本方針において示されている不当な差別的取扱いや合理的配慮についての基本的な考え方について解説する。これらに加え、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の事例を交えた構成とすること。

(2) 動画の構成（案）

ア 表現方法

動画は実写を主とし、必要に応じてイラスト、アニメーション、CG等を用いること。ただし、全編を通して視聴する場合と、特定のチャプター部分を視聴する場合のいずれであっても違和感のない構成とすること。

イ 構成例

30分から40分程度の動画を作成。

構成例は、以下のとおり（ア）から（ウ）までを想定。ただし、より良い構成例とそれに沿った内容、啓発効果が高いと考えられるものがある場合はこれに代えて提案すること。

(ア) プロローグ：約10分程度

a 障害者差別解消法とは

(a) 目的

(b) 障害者差別解消法の改正のポイント

(c) 不当な差別的取扱いの禁止の決定（障害者基本法第4条第1項、
障害者差別解消法第8条第1項）

(d) 合理的配慮の規定（障害者基本法第4条第2項、障害者差別解
消法第8条第2項）

b 第5次障害者基本計画の位置づけ、基本的な考え方

c 障害の社会モデルとは

障害者差別解消法も障害者権利条約の基本的考え方である「社会
モデル」に基づいていることも含め解説する。

(イ) 本編：約20分程度

a 障害者差別解消法が禁止する差別とは（以下2点説明）

(a) 不当な差別的取扱い

(b) 合理的配慮の不提供

b 不当な差別的取扱いについて（具体的内容）

正当な理由の判断の視点につき、事例（基本方針第2の2（2））
により解説する。

c 合理的配慮の不提供（具体的内容）

(a) 合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮とはどのようなものか、事例（基本方針第2の3
（1））により解説する。

(b) 過重な負担の基本的な考え方

基本方針第2の3（2）を用いて解説する。

(c) 環境の整備の基本的な考え方

基本方針第2の3（3）を用いて解説する。

※ b及びcの事例紹介については、短時間で複数事例のポイント
を端的に紹介するため、イラストとナレーションによることを想
定。

(ウ) エピローグ：約2分程度

視聴者に情報整理と正しい認識を促しつつ、主な相談窓口を案内。

以下は案内例。

a 内閣府「つなぐ窓口」

企業が障害者差別解消の取組を進めるための相談窓口として案内

b 法務省「みんなの人権110番」

障害者差別を含む人権問題に関する相談窓口として案内

(3) 監修者

ア 本動画の監修者については、公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）が指定する。

イ 本動画の監修者の謝金、旅費については、入札金額に含める。

6 規格等

(1) 映像教材

ア 映像の制作（企画、映像シナリオ、撮影及び関連業務一式）

(ア) 表現方法：「5 動画の内容（2）動画の構成（案）ア」参照

(イ) 撮影解像度：フルハイビジョン（1920×1080）

(ウ) 収録時間：30分～40分

(エ) 色：カラー

※ 演出、効果等の理由によるモノクロ映像の使用は可。

(オ) アスペクト比：16：9（レターボックスにしない）

イ メディア（DVD-Video）の製造

(ア) メディア：DVD-Video

(イ) 枚数：370枚

(ウ) 副音声・字幕・メニュー画面等

以下の4パターンの映像を作成し、メニュー画面で選択可能とすること。

a 字幕なし・副音声なし

b 字幕なし・副音声あり

c 字幕あり・副音声なし

d 字幕あり・副音声あり

※ 字幕は日本語とし、オープンキャプションにより挿入すること。

なお、字幕、テロップ等の作成に当たっては、背景映像とのコントラストやカラーユニバーサルデザインに配慮すること。

※ メニュー画面やチャプター構成は、法務省及び当センターと受注者間で協議の上、決定する。

(エ) 媒体：プレスにより製造し、必要事項（タイトル、収録内容、時間、

企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等)をレーベル面に印字すること。

(オ) コピーガード (C S S) : 設定しないこと。

(カ) ジャケット : 必要事項 (タイトル、収録内容、時間、企画・制作者、字幕、副音声、その他必要な情報等)をカラー印刷すること。

(キ) パッケージ : D V D用のトールケースを使用、D V D、ジャケット及び活用の手引を封入し、シュリンク包装を行うこと。

(2) ストリーミング用データ

本動画のインターネット上におけるストリーミング用データの作成仕様は次のとおりとする。

ア 映像 : 以下のパターンでそれぞれ字幕ありの映像

(ア) 「全編通し」データ

(イ) 前述「5 動画の内容 (2) 動画の構成 (案) イ (ア) ~ (ウ)」の構成に基づき、分割した個別のストリーミング用データは、フルサイズのデータと1データあたり1GB以内に納まるようにしたもの両方を作成すること。

イ 映像フォーマット

M P E G - 4 A V C (H. 2 6 4)

ウ 解像度 : 以下の仕様による

[HD] 1 9 2 0 × 1 0 8 0

ファイルサイズ 1 G B未満

フレームレート 3 0 f p s

アスペクト比 1 6 : 9 (レターボックスではなく実質比)

※ ストリーミング用データは、原則として上記仕様を基に作成する。

ただし、ビットレートや帯域、フレームレート等については、現状のインターネット上での動画配信に、より適した基準等がある場合は、当センターと協議の上、変更することも可能。

(3) 活用の手引の制作・印刷

本動画を人権研修等で使用し、講義等を実施する際の参考になるものとする。 「内容・構成」 「本作品のねらい」 「基本的な観点」 「必要な機材等」 「研修 (講義) 展開例」 「板書例」 「相談窓口のご案内」 など。

ア 判型等 : D V D用のトールケースに収まるサイズ / 4 C

イ ページ数 : 1 6 ページ程度 (表紙含む)

ウ 印刷仕様 : 中綴じ / コート紙

※ カラーユニバーサルデザインに配慮すること。

エ 印刷部数：370部（DVD－V i d e o トールケースに同梱）

オ 版下データ：PDFデータ

※ 人権ライブラリー・ウェブサイト等で公開し、利用者が自由に印刷できるように提供すること。

※ 印刷に当たっては、国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月22日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこと。

7 成果物

（1）映像教材

ア DVD－V i d e o （トールケースに収納したパッケージ）
370枚

※ 活用の手引同梱

イ DVDジャケット、盤面版下データ及びPDFデータ
4セット

※ DVDで納品すること

ウ 完成台本データ及び字幕データ
4セット

※ DVDで納品すること

エ 映像原版を記録した適宜メディア（白データを含む）
2セット

※ ハードディスク等の記録媒体にて納品すること。

※ 必要であると判断される場合は、制作会社にて適切な環境で保管すること（保管に要する一切の費用は制作会社の負担とする）。

オ プレスマスター
4セット

※ プラントダイレクト等の機能を用いて、オーサリング済プレスマスターをDVDで納品すること

（2）ストリーミング用データ

4セット

※ DVDで納品すること

(3) 活用の手引

※ データについては4セット、DVDで納品すること

ア 印刷部数：370部

※ 印刷の上、トールケースに同梱

イ 印刷用版下データ及び出力仕様書

ウ 印刷用に使用できる高精度PDFデータ

エ インターネットでの公開等に適した閲覧用PDFデータ

8 納品

(1) 納品日

令和7年2月28日(金)

(2) 納品場所

ア 法務省人権擁護局人権啓発課

(東京都千代田区霞が関1-1-1)

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター

(東京都港区芝大門2-10-12KDX芝大門ビル4階)

ウ 当センターの指定する場所

(都内またはその近郊の梱包・発送会社を予定)

※ 法務局・地方法務局への発送分

(3) 納品物振り分け

ア 法務省人権擁護局人権啓発課

(ア) DVD-Video 2枚

(イ) 関連データ一式 1セット

イ 公益財団法人人権教育啓発推進センター

(ア) DVD-Video 7枚

(イ) 映像原版を記録した適宜メディア(白データを含む) 2セット

(ウ) プレスマスター 4セット

(エ) 関連データ一式 3セット

ウ 当センターの指定する場所

DVD-Video 361枚

※ 納品物の詳細については発送の2か月前には確認すること。

9 業務体制

(1) 受注者は、契約後5営業日以内に企画書及び企画から制作、納品までの

工程表（企画書提出後、納品までのスケジュール表）を提出し、当センターの了承を得ること。

なお、当センターからの修正及び構成の指示に係る期間について十分な余裕を持って臨むこと。

また、適宜デザインなどの提出及び必要事項の協議を行うことで、進捗状況を報告すること。

(2) 本業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。

(3) 本事業の実施に当たり、企画内容の修正が複数回発生する場合があるが、これに全て対応すること。なお、当センターが変更内容について仕様の範囲内であると判断した場合は、追加料金は支払わない。

(4) 受注者は、制作した動画の内容等について、当センターが必要な修正を求めることを了承すること。

また、受注者が制作過程において別途案を制作した場合には、その都度、当センターの了承を得ること。

その他、受注者は、必要に応じて当センターが協議を求めることを了承し、その際には誠実に対応すること。

(5) 当センターと受注者間での連絡調整に際しては、窓口（担当者）を明確にし、一本化すること。

(6) 本動画等の制作に当たっては、校正等の作業が多く発生するため、適切かつ迅速に対応すること。また、校正に関しては、ファイル転送サービス、PDFデータ等を活用し、Eメールなどオンラインの送受信に対応すること。

10 応募概要

(1) 提出書類

下記アは6セットを作成し、うち3セットは事業者名を記載しないこと。また、同書類のPDFデータを、下記14の提出先宛てにEメールで送付すること。

ア 提案書

次の要素を盛り込むこと ※ 1事業者当たり2案まで提出可

(ア) 企画意図・趣旨・体制図等（12(5)、(6)及び(14)に記載する内容を含む。)

(イ) 動画構成案及びシノプシス (2, 000字程度)

(ウ) その他映像表現やイメージ等の補足資料 (任意)

(エ) 制作スケジュール

(オ) 補足資料等 (任意)

イ 入札書 (要封緘) 1部

ウ 委任状 (書式自由。代表者が入札する場合は不要。) 1部

エ 各府省一般競争 (指名競争) 参加資格審査結果通知書 (写し) 1部

オ 適格請求書発行事業者の登録通知書の写し又は適格請求書発行事業者登録番号届出書 (別紙)

(2) 落札方式

総合評価落札方式

※ 別添の総合評価基準書に基づき算出した、総合評価得点が最も高いものを落札者とする。

(3) 書類提出期限 (厳守)

ア (1) ア 令和6年6月17日 (月) 午後3時00分

イ (1) イ～オ 令和6年6月28日 (金) 午前10時00分

(4) 開札

令和6年6月28日 (金) 午前10時30分

※ 当センターにて実施予定

(5) その他

本入札への参加を希望する場合は、6月13日 (木) 午後5時00分までに、当センターに電話又はEメールにて連絡すること。

11 スケジュール (予定)

(1) 令和6年6月4日 (火) 入札情報開示

(2) 令和6年6月13日 (木) 入札参加希望連絡期限

(3) 令和6年6月17日 (月) 提案書等 (入札書を除く) 提出締切

(4) 令和6年6月28日 (金) 入札書提出締切、開札、受注者決定

(5) 令和6年7月～令和7年2月中旬 動画の制作

(6) 令和7年2月中旬 DVDプレス等

(7) 令和7年2月28日 (金) 納品

12 その他

(1) 応札者は、法務省及び他の府省庁等から指名停止を受けている期間中で

ないこと。

- (2) 応札者から提出された提案書等の提案書類は返却しない。
- (3) 本入札の参加に要する経費は、応札者の負担とする。
- (4) 本業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者の負担とする。
- (5) 本業務を実施するに当たって知り得た情報については、本件以外の業務に使用しないこととし、第三者に対して一切漏えいしないこと。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (6) 本業務の完遂のために十分な実施体制を整えること。また、そのことについて、提案書に明記すること。
- (7) 本業務の実施に当たっては当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。
- (8) 請求書類は全業務完遂後に発行すること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (10) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は、当センターの承諾を得るものとする。
- (11) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。
- (12) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (13) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受託者の負担とする。また、受注者に責めに帰すべき事由がある場合には、当センターから違約金を請求する場合がある。
- (14) 成果物の著作権については、全て法務省に帰属するものとする。また、受注者は法務省及び当センターに対し、一切の著作権人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。法務省及び当センターによる、成果物及び成果物を使用した印刷物やDVD・Video等の複製・配布・上映・貸出し・実費頒布、インターネット上の公開やストリーミング配信、永続的な使用等について問題が生じないよう各種適切な権利処理を行うこと。また、そのことについて提案書中に明記すること。
- (15) 制作、特に映像の構成案、シナリオ案の原稿作成等に当たっては、人権に配慮した適切な表現等が用いられるよう留意すること。
- (16) デザイン・レイアウトについては、書体・文字の大きさやカラーユニバーサルデザイン等、可読性に配慮すること。

- (17) 本業務に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、事前に当センターと調整すること。
- (18) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

13 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が代替した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 事務局長補佐兼総務部長 山本由理子
- (2) 監督職員： 事務局長 上杉憲章

14 問合せ先・連絡先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第2課 黒田・高木
東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階
TEL： 03-5777-1802（代表）
FAX： 03-5777-1803
Eメール： jigyo02@jinken.or.jp
ウェブサイト： <http://www.jinken.or.jp>